

議第1378号

景観法第9条第8項において準用する
同条第2項に基づく景観計画の変更

景観法第8条第1項

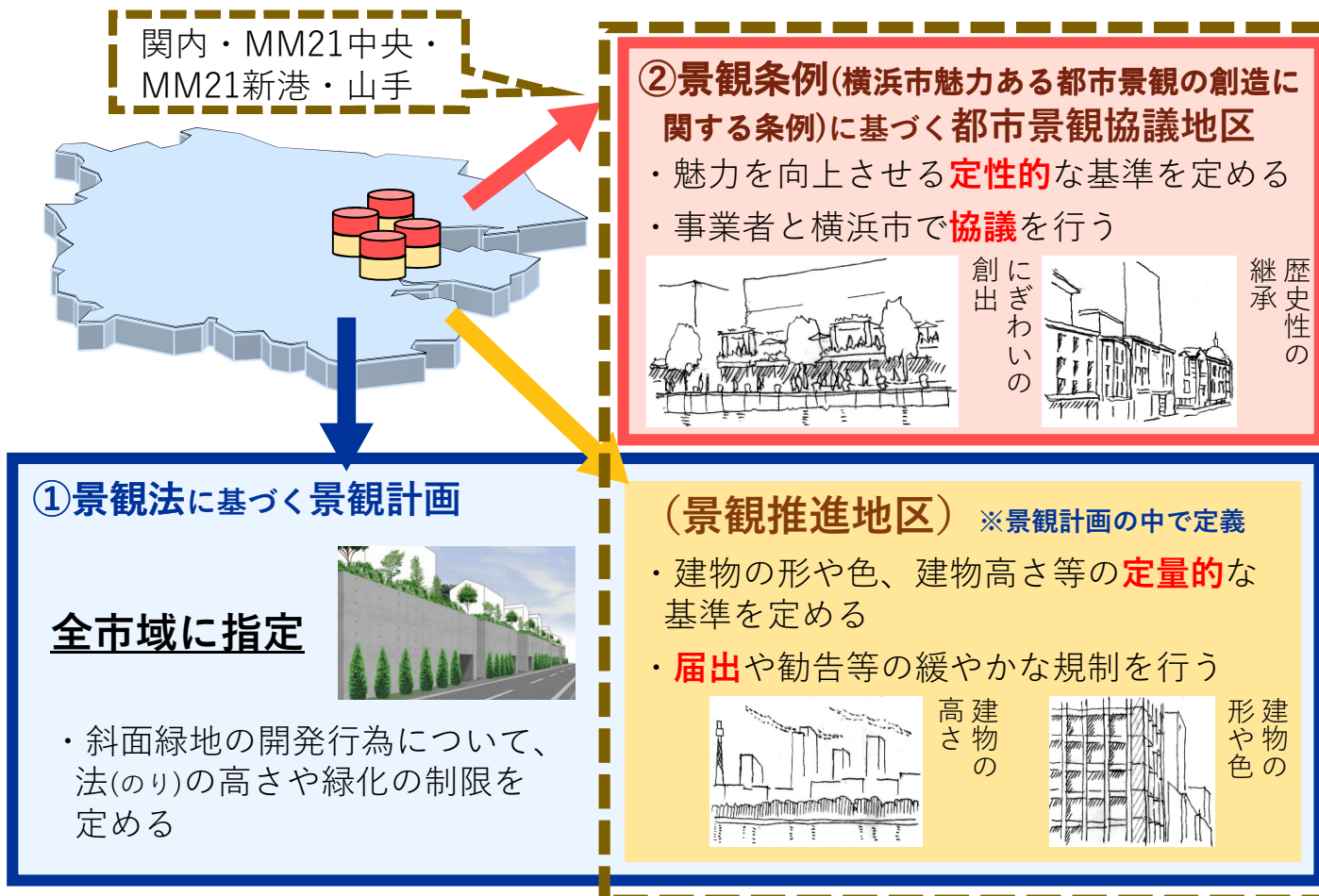
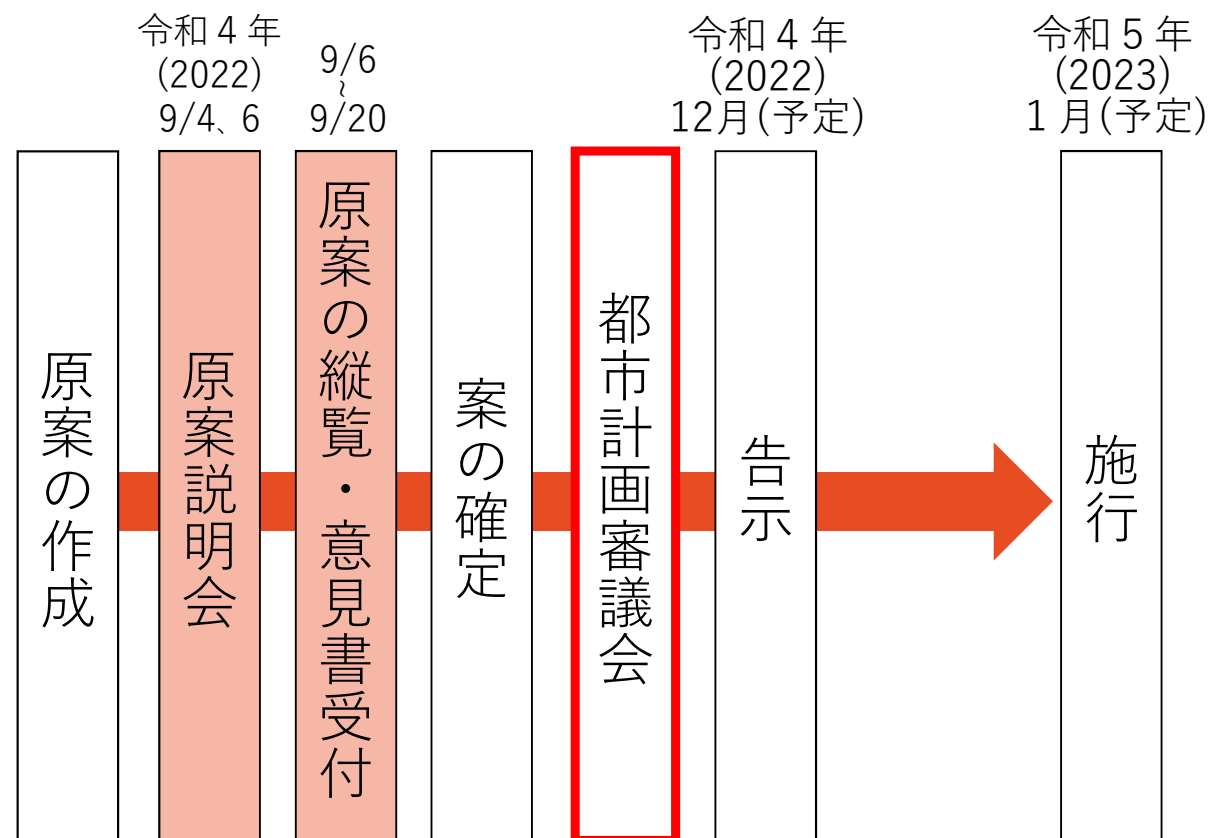
1 **景観行政団体は、**都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、**良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。**

※ 景観行政団体 = 横浜市

景観法第9条第2項・第8項

- 2 **景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、**都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、**あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。**
- 8 前各項の規定は、**景観計画の変更について準用する。**

年度	令和3 (2021)							令和4 (2022)								
	月	~9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
景観計画等	原案の検討							法定手続								
	○ 都市美対策審議会 政策検討部会 (審議)							○ 都市美対策審議会 政策検討部会 (審議) ○ 都市美対策審議会 (審議) ○ 都市計画審議会 (審議)								
地元説明	⇄															



横浜市景観計画

第1編 横浜市における景観形成

- 景観計画の区域 ○良好な景観の形成に関する方針
- 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

全市ルール

第2編 横浜市全域にかかる行為ごとの景観計画

第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画

第3編 景観推進地区ごとの景観計画

- 第1章 関内地区における景観計画
- 第2章 みなとみらい21中央地区における景観計画
- 第3章 みなとみらい21新港地区における景観計画
- 第4章 山手地区における景観計画

地区別ルール

ア 「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」策定に伴う基準の変更

イ 景観重要公共施設等の追加及び変更、表記の統一

< 景観制度の関係 >



< ガイドラインの内容 >

- 夜間景観を考える際の基本的事項
- 都心臨海部の夜間景観の方向性
- 都心臨海部における
景観推進地区・都市景観協議地区の方針
(関内地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区)
- 魅力的な光のあり方



< ガイドラインの内容 >

- 都心臨海部の夜間景観の方向性

方向性 (1)

横浜らしい魅力ある夜間景観をつくります

■方向性 (1) - 1

特徴的な都市構造を生かして、「横浜らしさ」を感じられる常時の夜間景観をしっかりとつくります

■方向性 (1) - 2

特別な夜間景観の演出により、「横浜らしさ」を様々な形で表現します

< ガイドラインの内容 >

- 都心臨海部の夜間景観の方向性

方向性 (2)

メリハリをつけ、魅力を増進します

■方向性 (2) - 1

空間的なメリハリを意識します

エリアの一部や、建物のゲート部分を照らすなど、抑揚のある街並みを目指します。

■方向性 (2) - 2

時間的なメリハリを意識します

特別演出の頻度や期間・時間は限定的にするなど、イベントの特別感を高めるよう配慮します。

<ガイドラインの内容>

○都心臨海部の夜間景観の方向性

方向性 (3)

安全・安心で快適な光による夜間の歩行環境をつくります

夜間景観を楽しむことができる歩行環境を整えるため、安全・安心で居心地の良さや温かさを感じられる快適な光環境を目指します。

<ガイドライン策定までの流れ>

令和3(2021)年10月 都市美対策審議会政策検討部会(審議)

令和3(2021)年11~12月 地元まちづくり団体への説明

令和4(2022)年1月 **都市美対策審議会政策検討部会(審議)**

令和4(2022)年3月 都市美対策審議会(報告)

令和4(2022)年3~5月 **ガイドライン案の公表・市民意見募集**

令和4(2022)年6月 都市美対策審議会政策検討部会(報告)

令和4(2022)年7月 **ガイドライン策定**

横浜市景観計画

第1編 横浜市における景観形成

○景観計画の区域 ○良好な景観の形成に関する方針

○景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

全市ルール

第2編 横浜市全域にかかる行為ごとの景観計画

第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画

第3編 景観推進地区ごとの景観計画

第1章 **関内地区**における景観計画

地区別ルール

第2章 **みなとみらい21中央地区**における景観計画

第3章 **みなとみらい21新港地区**における景観計画

第4章 **山手地区**における景観計画

横浜市景観計画 第3編 景観推進地区ごとの景観計画
第1章 **関内地区**

第1 良好な景観の形成に関する方針

第2 **良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項**

- 1 届出対象行為及び特定届出対象行為
- 2 届出対象行為から除外する行為
- 3 行為の制限

- (1) 建築物及び工作物の形態意匠
- (2) 最高高さ(高さの最高限度)
- (3) 壁面の位置の指定
- (4) **特定照明に関する制限**

第3・第4 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

第5 屋外広告物の表示・設置に関する行為の制限

第6・第7 景観重要公共施設に関する基準

イベント等における特定照明の制限を緩和

※特定照明とは

夜間において公衆の観覧に供するため、
一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件
(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明

●景観法施行令 第4条第1項第6号

関内地区

<特定照明の実施例>



例1) 横浜郵船ビル



例2) ホテルニューグランド

横浜市景観計画 第3編 景観推進地区ごとの景観計画 第1章 関内地区、第3章 みなとみらい21新港地区

第1 良好な景観の形成に関する方針

第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- 1 届出対象行為及び特定届出対象行為
- 2 届出対象行為から除外する行為
- 3 行為の制限

- (1) 建築物及び工作物の形態意匠
- (2) 最高高さ(高さの最高限度)
- (3) 壁面の位置の指定
- (4) 特定照明に関する制限

第3・第4 景観重要建築物・景観重要樹木の指定の方針

第5 屋外広告物の表示・設置に関する行為の制限

第6・第7 景観重要公共施設に関する基準

イベント等における特定照明の制限を緩和

現況

歴史的界隈形成エリア内の歴史的建造物
以外の建築物・工作物等については、
投光器で照らすことが認められていない。

関内地区



イベント等で実施する特定照明で、地区の魅力増進
のために期間や時間を限定的にしたものについては、
実施できることが望ましい

変更後

当該エリア内の建築物・工作物のイベント等で実施する
特定照明について、以下に該当する場合は可能とする。

➤ 実施**期間**が原則として **7日以内**

または

➤ 実施**時間**が原則として **1日あたり10分以内**

屋外広告物の制限に投影広告物を追加

※投影広告物とは

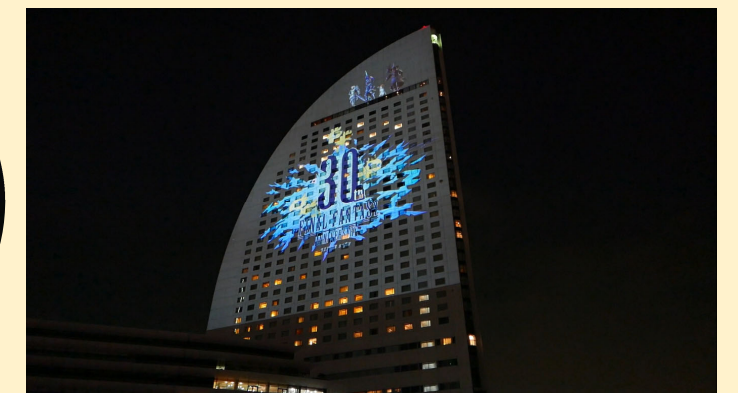
建築物その他の工作物の外面に対し、
投影装置を用いて投影する方法等により
表示する広告物

●屋外広告物条例 第16条第1項第10号

関内地区

みなとみらい21
新港地区

<投影広告物の実施例>



例) ファイナルファンタジー30周年×横浜(ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル)

屋外広告物の制限に投影広告物を追加

現況

投影広告物について、制限事項が規定されていない。

関内地区

みなとみらい21
新港地区

↓
地域の賑わい形成に繋がるものについては、
一定の制限を設けた上で表示できることが望ましい

変更後

イベント等で表示する投影広告物について、
以下に該当し、魅力的な景観に寄与する場合は可能とする。

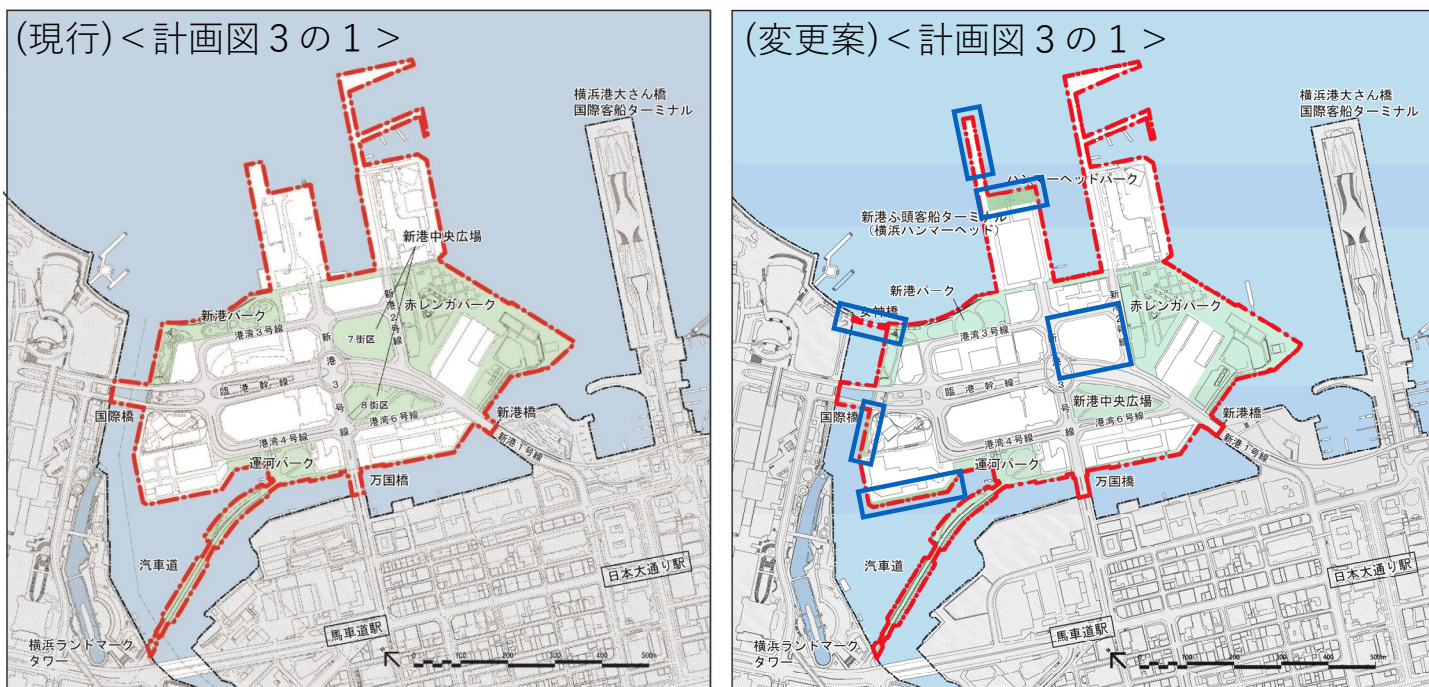
- ▶ 投影**期間**が原則として **7日以内**
- ▶ 投影**時間**が原則として **1日あたり10分以内**

ア 「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」
策定に伴う基準の変更

イ 景観重要公共施設等の追加及び変更、
表記の統一

景観重要公共施設等の追加及び変更

女神橋の新設やハンマーヘッドパークの供用開始等に伴い、みなとみらい21新港地区の景観重要公共施設等を追加・変更します。



【凡例】
- - - 景観計画区域（みなとみらい21新港地区）
 計画図変更箇所
 景観重要公共施設（景観重要港湾施設）
 景観重要公共施設（景観重要道路）

■意見書

- 原案縦覧期間
令和4(2022)年9月6日から9月20日まで
- 景観計画意見書
2通(7件)

※「意見の要旨と景観行政団体（市）の見解」参照

意見の要旨（景観計画）概要

項目	主旨
①夜間景観の形成 （投影広告物を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント時の演出の制限緩和について ・ 投影広告物の制限緩和について
②現行の景観制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区別の方針について ・ 届出対象行為の基準について ・ 屋外広告物の制限について
③その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜公園の地区別の方針について ・ 横浜公園の整備に関する事項について

意見の要旨 <①夜間景観の形成（投影広告物を含む）>

賛成意見

関内地区は歴史的な建築物が立ち並び、港町らしさが感じられ、野球があるときは人がたくさんくるかもしれないが、普段は落ち着いた街なので、イベントばかりが行われるようになるのは違うと思う。そのため、例えばイベントであっても広告を出せる期間や時間を限定的にすることは良いことだ。いつもの静かな夜も守ってほしい。

景観行政団体の見解 <①夜間景観の形成（投影広告物を含む）>

関内地区は、歴史的建造物が多く立ち並ぶとともに、特徴ある商店街が点在する等、開港からの歴史や港町らしさが感じられる地区です。本市としても、引き続き、関内地区の落ち着きある夜間景観を守りながら、さらに魅力的な景観の形成を図っていきます。

意見の要旨 <①夜間景観の形成（投影広告物を含む）>

その他

投影広告物も賑わい創出の観点から、重要な媒体である。効果的な演出は、その催事の内容次第であるため、期間や時間は、ある程度主催者側の意向を尊重してほしい。

景観行政団体の見解 <①夜間景観の形成（投影広告物を含む）>

投影広告物の基準は「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」の方向性に沿った内容としています。
 具体的には、「時間的なメリハリを意識します」の「特別な演出の頻度や期間・時間は限定的にするなど、イベントの特別感を高めるよう配慮する」のとおり、投影広告物の表示を原則7日以内又は1日あたり10分以内とすることで、メリハリのある広告景観の形成を図っています。
 なお、具体的な期間や時間については、賑わいの創出や魅力的な景観の形成に寄与するものであるか等、景観への影響に鑑み、個別の計画ごとに調整を行うこととなります。

